

経営相談 Q&A

外国人旅行者向け消費税免税販売制度の改正について

Q

当店は食品や飲料品等の土産品を販売する小売店です。

今年10月から消費税の免税販売制度が変わり、免税店の範囲が拡大すると聞きました。当店ももし可能であれば免税店登録をしてみたいと興味を持っているのですが、法改正の内容について概要を教えてもらえますか。

A

1. 改正の背景

観光庁の「訪日外国人消費動向調査」によると、2013年度の訪日外国人は1,036万人と史上初の1,000万人越えとなり、10年前の03年（521万人）と比較すると約2倍に達しました。その訪日外国人が日本で行った活動として、日本食を食べることに次いで多かったのが「ショッピング」で、13年度の訪日外国人旅行消費額（1兆4,168億円）の約3分の1（4,632億円）が買物代となっています。また、よく購入される品目の上位は、菓子

類、食料品、飲料、酒など、各地域の名産品も多いジャンルが占めています。

こうしたことから、政府が目標とする「観光立国実現」のため、ショッピングの魅力を活用した訪日外国人旅行者誘致策の一環として、「外国人旅行者向け消費税免税販売制度」が改正されることとなりました。

2. 改正の主な内容

①2014年10月1日から、これまで免税販売の対象となっていた消耗品（食品類、飲料類、

図表1 免税対象物品の範囲の拡大

- これまで免税対象から除かれていた食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品を含め、**すべての品目が免税対象になる。**

※平成26年10月1日以後に行われる販売から適用される。

<既存の免税対象物品>

- **一般物品**（消耗品以外のもの）



家電製品



着物・服



カバン

- 同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の**一般物品**の販売合計額が、**1万円を超えるもの**

※ 非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は免税販売対象外。

<新規の免税対象物品>

- **消耗品**（食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品）



食品類



飲料類



薬品類



化粧品類

その他の消耗品

- 同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の**消耗品**の販売合計額が、**5千円を超え、50万円までの範囲内**のもの

（資料）観光庁・経済産業省「外国人旅行者等への消費税免税販売制度について」

- 薬品類、化粧品類その他の消耗品)を含めたすべての品目が新たに免税対象となる(図表1)。
- ②免税手続きや保存書類が簡素化される。
- ③消耗品類は国内で消費されないよう、開封した場合に開封したことがわかる特殊なシールで封印する必要あり。
- ④免税店のブランド化・認知度向上を目的とした「免税店シンボルマーク」の採用および普及活動を実施(図表2)。
- ⑤免税店制度の手続きやPR等に関する相談窓口を設置。

<近畿地区の免税店制度相談窓口>

- ・近畿運輸局 観光地域振興課
(TEL) 06-6949-6411
- ・近畿経済産業局 流通・サービス産業課
(TEL) 06-6966-6025

3.まとめ

輸出物品販売場(いわゆる免税店)は、現在全国に4,600店あまり存在しますが、その大半が東京・大阪等の大都市に集中しています(図表3)。今回の改正では、地方の免税店を増加させ、その土地を訪れる外国人旅行者による地域の特産品等の購入拡大を図る狙いもあります。

図表3 都道府県別の輸出物品販売場(免税店)数

都道府県名	店数	割合
全國	4,622	100.0%
東京都	1,767	38.2%
大阪府	727	15.7%
兵庫県	135	2.9%
京都府	152	3.3%
滋賀県	14	0.3%
奈良県	14	0.3%
和歌山県	8	0.2%

(注) 2013年4月現在。一部抜粋。

(資料) 観光庁集計

これまで免税にできなかった食べ物やお酒、化粧品などが対象となることで、各地の特産品を免税品として外国人旅行者にPRできるようになり、各地方においては、小売店だけでなく特産品の農家や地場産品製造者等にまでプラスの影響が及ぶことが予想されます。そのため、地域が一丸となって協力し、免税店をインバウンド(訪日外国人旅行)受け入れ戦略の柱とすることが望まれます。

免税店の登録料は無料で、書類を揃えて適切な申請をすれば承認されるため、決してハードルは高くありません。今回の改正を大きなビジネスチャンスととらえ、ぜひ免税店登録に取り組んでみてください。

(吉村謙一)

図表2 「免税店シンボルマーク」の採用

- 免税店のブランド化・認知度向上のため、シンボルマークを作成。
- 店頭にてシンボルマークを掲示することにより、外国人旅行者からの識別性を向上させ、外国人旅行者の利便性を高める。
- 平成26年1月24日より運用を開始(詳細はhttp://www.mlit.go.jp/kankochou/news03_000098.htmlまで)。

■免税店シンボルマーク



(資料) 観光庁・経済産業省「外国人旅行者等への消費税免税販売制度について」